

グループホーム美鈴ヶ丘

(1ヶ月30日で算定)

介護度	家賃 / 日	食費 / 日	光熱水費 / 日	小計 / 月	介護保険自己負担金(1割負担分) / 日			介護保険自己負担金(1割負担分) / 月				1割負担分小計/月	介護員処遇改善加算1 / 月18.6%	合計 / 月
					認知症対応型共同生活介護費	サービス提供体制強化加算1	医療連携体制加算1(7%)	認知症チームケア推進加算1	口腔衛生管理体制加算	協力医療機関連携加算	科学的介護推進体制加算			
(介護予防)	室内トイレ付き 1,000	1,230	500	81,900	749	22	医療連携体制加算1(7%)	150	30	100	40	23,450	4,362	109,712
要支援2	トイレなし 850			77,400										105,212
要介護1	室内トイレ付き 1,000	1,230	500	81,900	753	22	37	150	30	100	40	24,680	4,590	111,170
	トイレなし 850			77,400										106,670
要介護2	室内トイレ付き 1,000	1,230	500	81,900	788	22	37	150	30	100	40	25,730	4,786	112,416
	トイレなし 850			77,400										107,916
要介護3	室内トイレ付き 1,000	1,230	500	81,900	812	22	37	150	30	100	40	26,450	4,920	113,270
	トイレなし 850			77,400										108,770
要介護4	室内トイレ付き 1,000	1,230	500	81,900	828	22	37	150	30	100	40	26,930	5,009	113,839
	トイレなし 850			77,400										109,339
要介護5	室内トイレ付き 1,000	1,230	500	81,900	845	22	37	150	30	100	40	27,440	5,104	114,444
	トイレなし 850			77,400										109,944

(1ヶ月30日で算定)

介護度		家賃 / 日	食費 / 日	光熱水費 / 日	小計 / 月	介護保険自己負担金(2割負担分) / 日			介護保険自己負担金(2割負担分) / 月				2割負担小計/月	介護員処遇改善加算1 / 月18.6%	合計 / 月
						認知症対応型 共同生活 介護費	サービス提供 強化加算1	医療連携 体制加算 1(7人)	認知症チーム 77推進加算1	口腔衛生管理 体制加算	協力医療機関 連携加算	科学的介護推 進体制加算			
(介護予防)	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	1,498	44	74	300	60	200	80	46,900	8,723	137,523
要支援2	トイレなし	850			77,400										133,023
要介護1	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	1,506	44	74	300	60	200	80	49,360	9,181	140,441
	トイレなし	850			77,400										135,941
要介護2	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	1,576	44	74	300	60	200	80	51,460	9,572	142,932
	トイレなし	850			77,400										138,432
要介護3	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	1,624	44	74	300	60	200	80	52,900	9,839	144,639
	トイレなし	850			77,400										140,139
要介護4	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	1,656	44	74	300	60	200	80	53,860	10,018	145,778
	トイレなし	850			77,400										141,278
要介護5	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	1,690	44	74	300	60	200	80	54,880	10,208	146,988
	トイレなし	850			77,400										142,488

(1ヶ月30日で算定)

(1ヶ月30日で算定)															
介護度	家賃 / 日		食費 / 日	光熱水費 / 日	小計 / 月	介護保険自己負担金(3割負担分) / 日		介護保険自己負担金(3割負担分) / 月				3割負担分小計/月	介護員処遇改善加算1 / 月18.6%	合計 / 月	
						認知症対応型共同生活介護費	サービス提供体制強化加算1	医療連携体制加算1(7%)	認知症チーム推進加算1	口腔衛生管理体制加算	協力医療機関連携加算	科学的介護推進体制加算			
(介護予防)	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	2,247	66	/	450	90	300	120	70,350	13,085	165,335
要支援2	トイレなし	850			77,400										160,835
要介護1	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	2,259	66	111	450	90	300	120	74,040	13,771	169,711
	トイレなし	850			77,400										165,211
要介護2	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	2,364	66	111	450	90	300	120	77,190	14,357	173,447
	トイレなし	850			77,400										168,947
要介護3	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	2,436	66	111	450	90	300	120	79,350	14,759	176,009
	トイレなし	850			77,400										171,509
要介護4	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	2,484	66	111	450	90	300	120	80,790	15,027	177,717
	トイレなし	850			77,400										173,217
要介護5	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	2,535	66	111	450	90	300	120	82,320	15,312	179,532
	トイレなし	850			77,400										175,032

加算名	加算説明	単位数
初 期 加 算	入居された日から30日間	30単位(1日につき)
認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症の介護について一定の経験を持ち、認知症ケアに関する専門的な研修を修了した職員がサービス提供を実施することを評価する加算です。 認知症チームケア推進加算との併算定不可。日常生活自立度 ランクⅢ・Ⅳ・Ⅴに該当する場合に加算します。	4単位(1日につき)
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進し、介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした事業所に対して支給される加算です。 加算単位数＝(基本サービス＋各種加算)×18.6%	料金表を参照 (小数点以下四捨五入)
入院時費用	入院後3か月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1月に6日を限度として一定単位の算定をします。	246単位(1日につき)
退居時情報提供加算	利用者が医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り算定します。	250単位(月1回のみ)
退居時相談援助加算	退居後 居宅へ戻り、在宅サービス又は地域密着型サービスを利用される場合の相談援助を受けられた場合に1回を限度とし加算されます。細かな基準がありますので、居宅へ戻るために退居される場合に詳しくご説明いたします。	400単位(1回のみ)
看取り介護加算	看取り介護に関する指針の対象となる利用者で、本人及び家族の同意がある場合に算定します。	最長45日間 計 7,608単位
医療連携体制加算Ⅱ	算定日が属する月の前3月間において、指定の医療的ケアが必要な状態の入居者が1人以上である場合算定します。	5単位(1日につき)
新興感染症等施設療養費	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染症対策を行った上で、当該する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。	240単位(1日につき)
日常生活上必要な諸経費	美容代・洗濯代・おやつ代・オムツ代・医療費などについては別途個人負担です。 (見物・見学その他の施設外行事で、個人負担が妥当と思われる費用については別途実費となります。)	

＊サービス提供体制強化加算は、前年度の職員の状況により毎年変更があります。

＊認知症チームケア推進加算は、日常生活自立度 ランクⅡ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴに該当する場合に加算します。

＊入居一時金は不要です。